

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応基本方針

奈良先端科学技術大学院大学

感染予防対策

- 感染拡大を防止するために、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」を避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うこと
- 各領域棟及び事務局棟などにおいて、入構時にサーモグラフによる検温を行うこと
- 屋内の場合は、窓を開け、頻繁に換気を行うこと
- 飲食時は、同伴者と互いに2メートル以上離れ、向き合わないよう斜めに座ること
- 通常の感染症予防（流水と石けんによる手洗いか、アルコールによる手指消毒・マスク等の咳エチケット）を徹底すること
- 発熱がなく、咳のみの時には、常時マスクを着用すること
- 建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による手指衛生を行ってから入室すること
- 不要不急の外出は控えるようにすること
- 外出の場合も人ごみをできるだけ避けるようにすること
- 大人数での会食や飲み会を避けること
- 会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること
- 大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと

厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

健康管理

○発熱時の対応等について

1. 発熱や風邪症状がある場合は、出勤や登校を控え、速やかに身近な医療機関に電話相談のうえ、受診するようにしてください。

(参考)

◆本学近隣の診療所・病院（PCR 検査可能機関）

- ① 生駒市民病院 東生駒駅すぐ
TEL 0743-72-1111 電話予約（24時間受付可能）
- ② 生駒メディカルセンター 生駒駅徒歩1分
TEL 0743-75-0111 電話予約（夜間・休日のみ）
- ③ 田中泌尿器科 生駒診療所 生駒駅徒歩5分
TEL 0743-75-2861 電話予約（9:00～18:00）
- ④ 鈴木内科クリニック 西大寺駅徒歩3分
TEL 0742-33-3786 電話予約（9:00～17:00）

※身近に医療機関がない場合などは、以下の相談窓口にご相談してください。

◆電話相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

- ① 奈良県：新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（奈良県庁）
TEL 0742-27-1132 【24時間対応】
- ② 大阪府：新型コロナ受診相談センター
居住地の保健所 【土日を含め終日対応】
- ③ 京都府：きょうと新型コロナ医療相談センター
TEL 075-414-5487 【24時間対応】

-
2. 本人がPCR検査を受けた場合は、受検したこと及び受検の結果を必ず保健管理センターへ報告してください。

なお、PCR検査の結果、陽性の場合は、保健所等の指示に従うとともに、治癒したと判断されるまで「就業停止」「出席停止」となります。陰性の場合は、受診した医師の判断に従って、出勤、登校してください。

保健管理センター Tel : 0743-72-5108 E-mail : hcc[at]hcc.naist.jp

3. 本人又は同居人が濃厚接触者として保健所等から検査等の協力要請があった場合は、保健所等の指示に従い、指示のあった期間自宅待機してください。
4. 同居人に発熱や風邪症状がある場合は、本人に発熱や風邪症状があるか否かにかかわらず、上記1の取扱いとします。

本人又は同居家族に発熱、症状がみられる場合の対応フロー：

https://ad-info.naist.jp/k-soumu/member/somu/coronav_flow_J1224.pdf

奈良県ホームページ：<http://www.pref.nara.jp/55410.htm>

大阪府ホームページ：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

京都府ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>

海外渡航

○本学教職員・学生の渡航は私事渡航を含め、感染症危険レベル3の国・地域については、渡航は止めてください（渡航中止勧告）。また、感染症危険レベル2の国・地域について、不要不急の渡航は止めてください。

外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

また、渡航される際には、「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限について」も併せてご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○2020年11月1日から「日本に居住するビジネスパーソンの短期出張からの帰国・再入国時の行動制限を緩和する措置」が開始されました。全ての国・地域への短期出張（渡航先国・地域での隔離要請期間を除く滞在期間が7日以内）からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入れ企業・団体がある日本在住の日本人、特別永住者及び在留資格保持者が本措置を利用できます。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

経済産業省 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/taikikanwa.pdf>

海外からの帰国

○国籍を問わず全ての入国者に対し、検疫の強化が行われています。

1. 14日以内に上陸拒否対象国に滞在歴のある者全員に、抗原定量検査等が実施されます。
2. 全ての入国者に対し、国内移動に公共交通機関を使用せず、入国の翌日から起算して14日間は、自宅・宿泊施設で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。なお、上記1の検査結果が「陰性」の場合は、保健所等による健康観察の対象となります。

○2020年11月1日から「日本に居住するビジネスパーソンの短期出張からの帰国・再入国時の行動制限を緩和する措置」が開始されました。全ての国・地域への短期出張（渡

航先国・地域での隔離要請期間を除く滞在期間が7日以内)からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入れ企業・団体がある日本在住の日本人、特別永住者及び在留資格保持者が本措置を利用できます。(再掲)

海外からの来訪者受入

○2020年10月1日から在留資格認定証明書を所有している者であれば、原則として全ての在留資格(例:「教授」、「留学」、「家族滞在」)が新規入国許可の対象となりました。しかしながら、現行の防疫措置(入国の翌日から起算して14日間は、公共交通機関不使用及び自宅・宿泊施設で待機)に加えて、本学が新規入国者に係る防疫措置を確約する受入れ機関となり「誓約書」を提出することが必要です(レジデンストラックの準用)。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

国内出張・旅行など

○東京圏や大阪などの大都市での感染例が増えているため、大都市への国内出張や旅行は、特に注意してください。

また、感染拡大の防止の観点から、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

なお、発熱等の症状がある者は、国内出張などは控えてください。

学生の授業、実験等

○秋学期から、原則、対面による授業を行います。講義室の収容人数の半数程度を定員とし、定員を超えた場合は、別教室において、アカデミックチャンネルにより授業を受講してもらいます。

○学生の実験・実習・演習等の実施については、各領域の指示に従ってください。

教員及び学生等の研究活動

○研究活動を行うことはできますが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

学内会議

○オンラインでの会議開催やオンライン参加を推奨しますが、対面会議で開催する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行ってください。

教職員の就業等

- 教職員が、発熱し休んだ場合は、特別休暇とし、新型コロナウイルスに感染又は感染の恐れがあり、センターの指示に基づき、就業できない場合は、就業禁止とします。
 - 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電車・バスの公共交通機関の混雑する時間帯の回避の観点から、時差出勤することができます。
- 教育研究上又は業務遂行上支障がない範囲内で、在宅勤務を行うことができます。